

令和6年度男性の育児休業等取得促進事業

公募型プロポーザル応募要領

1 趣旨

この要領は、山口県業務委託プロポーザル方式実施要領（平成22年4月1日施行）に基づき、「令和6年度男性の育児休業等取得促進事業」を委託する者を決定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

(1) 業務の名称

令和6年度男性の育児休業等取得促進事業

(2) 業務の内容

別添「令和6年度男性の育児休業等取得促進事業仕様書」に示す内容
のとおり

(3) 事業期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 予算限度額

金4,125千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加資格

この手続きに参加できる者は、次の(1)から(3)に掲げる要件をすべて満たす単体による参加者（以下「単体参加者」という）、または、次の(1)から(2)までの要件をすべて満たす者により構成される共同企業体で、共同企業体の代表企業が次の(3)を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。

(2) この公募の日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても「山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領」に基づく参加停止を受けていないこと。

(3) 山口県内に事業所を有すること。

5 企画提案手続等に関する事項

(1) 企画提案の方法

参加資格を有し、企画提案を希望する事業者は、次に挙げる書類を各6部（正本1部、副本5部）提出すること。

ア 企画提案書

- ・ A4判片面使用とすること（縦横自由。枚数制限なし。枚数の多寡は審査基準に含まない。）

- ・基本コンセプト、事業の内容、管理運営体制、類似事業の実績等について、できる限り詳細に記載すること。

イ 実績書

- ・他の自治体等での実績がある場合は実績が分かる書類を添付すること。

ウ 業務実施体制表

- ・業務を実施する体制を表や図などを用いて示すこと。

エ 参考見積書（原本は1部で可）

- ・委託項目ごとに内訳をできる限り詳細に記載すること。
- ・見積金額は、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。内税表記、外税表記のいずれでも差し支えないが、消費税及び地方消費税の額を記載すること。

(2) 参加表明書の提出方法及び提出期限

プロポーザルに参加希望の場合は、別紙「参加表明書」に必要事項を記入し、次のとおり提出すること。

- ・提出方法：メールにより提出すること。メールアドレスは以下のとおり。
- ・提出期限：5月15日（水）午後3時

山口県 産業労働部 労働政策課
e-mail:a15900@pref.yamaguchi.lg.jp

(3) 企画提案書の提出方法及び提出期限

上記(1)に掲げる書類を、企画提案提出書（別紙様式1）とともに、5月24日（金）午後3時まで、持参または郵送により提出すること。提出先は下記のとおり。なお、郵送による申込みの場合は、「簡易書留郵便」とし、送付すること。また、提出期限内の消印有効とする。

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1
山口県 産業労働部 労働政策課 働き方改革推進班
TEL：083-933-3221 FAX：083-933-3229
E-mail：a15900@pref.yamaguchi.lg.jp

(4) その他

- ア 提案は、1単体事業者または1共同企業体につき1提案とする。
- イ 書類作成などの提案に要する経費は応募者の負担とする。
- ウ 提出された書類の差替えや訂正は認めないものとする。
- エ この要領に基づき提出された提案書類については、返還しないものとする。

6 企画提案書等の審査及び結果の発表

(1) 審査方法

審査は、令和6年度男性の育児休業等取得促進事業審査委員会が、下記(2)審査基準に基づき書面審査にて実施する。また、審査の参考とするため、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

なお、審査は、参加者が1者であっても実施する。

- ・日 時 5月31日(金) 午後1時から午後5時まで
- ・場 所 山口県庁8階 産業労働部 第1号会議室

(2) 審査基準

審査項目及び配点は、別表「審査基準表」のとおりとし、審査において60%を超える合計点を得た者のうち、最も合計点の高い者を選定する。

なお、採点基準は、次のとおりとする。

【採点基準】次の10段階評価を参考に、配点に応じて採点する。

- ・非常に優れている 10または9
- ・優れている 8または7
- ・普通 6または5
- ・やや劣っている 4または3
- ・非常に劣っている 2または1

採点例

評価「9」で配点20点の場合

$$20点 \times 9 / 10 = 18点$$

(3) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対して、文書により通知する。

7 質疑と応答

この要領に関する質問について、「質問書」(別紙様式2)を5月10日(金)午後3時までに、メールにより受け付ける(あて先は5(2)に同じ)ものとし、回答は個別の質問の場合を除き、「参加表明書(別紙)」を提出した者全員に対してFAXまたは電子メールにて行うものとする。

なお、当該回答文書は、この要領を追加または修正したものとして扱うこととする。

8 委託業者決定までの流れ

- 5月15日(水) 15:00 参加表明書提出期限
- 5月24日(金) 15:00 企画提案書提出期限
- 5月31日(金) 審査の実施
- 6月上旬 委託者決定、業務委託開始

9 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託事業者を変更することがある。

- (1) 提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 事業者に重大な瑕疵がある場合

- (3) 業務執行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

10 問い合わせ

山口県山口市滝町1-1

山口県 産業労働部 労働政策課 働き方改革推進班 電話番号 083-933-3221

別表「審査基準表」

審査項目		配点	審査事項
事業の内容		20	セミナーの開催 ○事業趣旨を十分理解したセミナー内容となっていること。 ○集客が十分に見込めること。 ○これまでの実績、知見に基づきノウハウを提供すること。
		40	PR動画の制作（知事出演動画・企業紹介動画） ○事業趣旨を十分理解し、県内企業への発信力のある内容となっていること。 ○作成スケジュールが適正であること。 ○これまでの実績、知見に基づきノウハウを提供すること。
	加点項目	10	○創意工夫に基づき、独自に企画した事業であること。 ○提案内容で特に優れている点（セールスポイント等）があること。
	運営管理体制等	10	○事業を円滑に遂行できる体制となっていること。
	事業実績	20	○過去の同種の事業実績等からみて、確実に委託事業を遂行できる能力を有していると認められること。
	合計	100	